

IV 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律関係

1 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律

(20歳未満の者に対する飲酒の禁止)

第一条 二十歳未満ノ者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

2 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ

3 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ二十歳未満ノ者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス

4 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

(酒類及び器具の没収・廃き等の処分)

第二条 二十歳未満ノ者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得

(罰則)

第三条 第一条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

2 第一条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

第四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条第一項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ刑ヲ科ス

2 酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約（公正取引委員会告示）（抄）

（必要な表示事項）

第4条

1・2 （略）

3 事業者は、酒類自動販売機（以下「自販機」という。）を設置している場合は、次に掲げる事項を、自販機の見やすい箇所に邦文で明瞭に表示しなければならない。

- (1) 自販機による販売停止時間
- (2) 自販機の管理責任者等
- (3) 20歳未満の者及び自動車運転者の飲酒禁止

4 事業者は、前項第1号の販売時間を厳守しなければならない。

【関係法令等】

○ 酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約施行規則
（必要な表示事項）

第2条

1 （略）

2 規約第4条第3項第1号の「自動販売機による販売停止時間」及び第2号の「自販機の管理責任者等」は、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年11月22日国税庁告示第9号）により表示するものとする。